

役場からのお知らせ

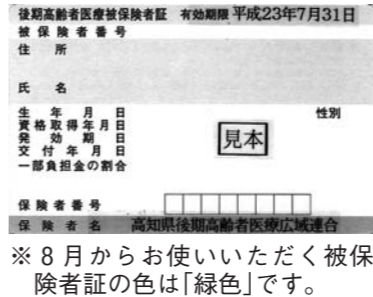
電話
役場 72-0450
ふれあいセンター 73-0811
農業センター 73-0978

後期高齢者医療の 被保険者の方へ

8月1日から後期高齢者医療被保険者証(保険証)が
変わります。
平成22年8月からお使いいただく保険証は、7月下
旬に役場から被保険者の皆さんへ郵送しています。
*一部負担金の割合は、平成21年中の所得に応じて判
定されます。

入院時の食事代等の減額制度について

住民税非課税世帯に属す
る方は、申請により「限度
額適用・標準負担額減額認
定証」が交付されます。こ
の証は、医療での入院時
に、食事代等の負担が軽減
される証です。



平成21年度に交付されて
いる方で、平成22年度も引
き続き交付対象となられる
方には、保険証と一緒に減
額認定証を郵送しています。
新たに申請をされる方は、保険証・印鑑を持って住
民課後期高齢者医療担当窓口にお越しください。
※平成21年度に減額認定を受けている方で平成22年
8月1日時点の世帯課税状況により却下となる場合
があります。

※減額認定証の交付前にさかのぼっての適用はありま
せん。
※有効期限の過ぎた保険証及び減額認定証は、無効と
なり使用できませんので、個人情報漏れがないよう
ご自分で処分していただくか、役場住民課へ返却し
ていただくようお願いいたします。

問い合わせ先…住民課保険窓口班 桑名

国民健康保険の 被保険者の方へ

入院時食事代の減額認定について

住民税非課税世帯に属する方が入院された場合、申
請により「標準負担額減額認定証」が交付されます。
この証は、医療での入院時に、食事代の自己負担が
減額される証です。

交付申請を行うと、申請月の初日から有効となる認
定証が交付されますので、必要な方は、申請をして
ください。
また、入院が90日を超えた場合、再度申請をすると
さらに減額となります。

今交付されている認定証の有効期限は、7月31日
です。対象となる世帯で更新が必要な方は、申請をして
ください。
入院時の自己負担限度額適用認定について
国保加入者で70歳未満の方が入院された場合、申請

により「限度額適用認定証」が交付されます。この証
を医療機関に提示すれば、医療機関窓口での支払いが
自己負担限度額までとなります。
交付申請を行うと、申請月の初日から有効となる認
定証が交付されますので、必要な方は、申請をして
ください。
今交付されている認定証の有効期限は、7月31日
です。更新が必要な方は、申請をしてください。
ただし、特別な事情がないのに国保税を滞納してい
る方には認定証は交付されません。
*申請時には、保険証・印鑑(更新の方はお持ちの認
定証)を持参してください。

問い合わせ先…住民課保険窓口班 村岡

大豊町健診タクシー制度

町内に住所と居住地のある方が、大杉中央病院、大
田口医院、高橋医院において受診券・被保険者証を持
参し、健康診査を受診した帰りの町内タクシー料金の
一部を助成します。

助成区間は、医療機関から自宅までの帰りの片道区
間、助成期限は10月30日までです。

健診を受診して帰る際、院内受付にてタクシー利用
助成券発行について申し出、医療機関に住所・氏名・
受付印を記入・押印していただき、乗車時に、その助
成券を運転手に提出してください。

タクシー料金の支払いは、助成券1枚につき500円を
ご負担ください。それ以上の金額については、町が助
成します。ただし、買い物など個人的な寄り道区間お
よび待ち時間の料金は、500円に上乗せされて利用者負
担となりますのでご注意ください。

問い合わせ先…住民課保険窓口班 高樽

第9回特別弔慰金の請求を 受け付けています

【主な給付対象者】

平成17年4月1日から平成21年3月31日の間におい
て、恩給法による公務扶助料や戦傷病者戦没者遺族等
援護法による遺族年金等を受ける方(戦没者等の妻や
父母等)が亡くなるなどしたことにより、平成21年4
月1日において前記年金給付の受給権者がいない場
合、次の順番による先順位のご遺族お一人に特別弔慰
金が支給されます。

【対象者の順位】

- 1 平成21年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援
護法による弔慰金の受給権を取得した方
- 2 戦没者等の子
- 3 戦没者等の①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹
(戦没者等と生計関係を有していた方のうち平成
21年4月1日において婚姻していたとしても氏
が変わっていない方または同日において遺族以
外の方と養子縁組していない方に限ります)
- 4 右記3以外の戦没者等の①父母 ②孫 ③祖父母
④兄弟姉妹
(戦没者と生計関係を有していない方や戦没者等と
生計関係を有していたが右記3に該当しない方)
- 5 右記1から4以外の戦没者等の三親等内の親族
(戦没者の死亡まで引き続き1年以上の生計関係
を有していた方に限ります)

【給付内容】

額面24万円 6年償還の記名国債

【請求期限】

平成24年4月2日まで

問い合わせ先…住民課福祉班 笹岡

児童扶養手当をご存じですか 現況届を提出ください

児童扶養手当は、次の条件に当てはまる児童の父
母は母や、父または母に代わって児童を養育してい
る方に対し支給されます。ただし、公的年金を受けてい
なくて、前年の所得が一定の金額以下の方に限ります。
○父母が離婚した後、父または母と生計を共にしてい
ない児童

- 父または母が死亡した児童
 - 父または母が重度の障害を持つ児童
 - 母が婚姻によらないで生まれた児童 他
- ※この場合の児童とは、18歳に達して最初の3月31日
まで(重度の障害がある場合は、20歳になるまで)
の間にある者をいいます。

支給額(月額)

児童1人	41,720円~9,850円
児童2人	5,000円が加算
児童3人以上	3,000円ずつ加算



手当を受給されている方は、現況届を提出してくだ
さい。届け出がないと支給停止となる場合があります
のでご注意ください。

また、婚姻(内縁関係も同じ)などにより支給要件
に該当しなくなったときは、速やかに連絡してくださ
い。届け出をしないまま手当を受けていますと、その
期間の手当を全額返還していただくこととなります。

問い合わせ先…住民課福祉班 笹岡

大豊町有害鳥獣捕獲報償金 交付要領改正について

増加する有害鳥獣による農作物等の被害を防ぐた
め、大豊町有害鳥獣捕獲報償金交付要領が改正されま
した。

【改正の要点】

- 1 捕獲報償金の対象となるサル、シカのほかに新た
にイノシシ、ハクビシン、ノウサギ、ハト、カラ
ス、カワウが加わりました。
- 2 猟期中のシカ報償金8,000円が10,000
円になりました。

有害鳥獣	期	有害駆除	提出物
シカ	10,000円	10,000円	両 耳
サル	0	10,000	両 耳
イノシシ	0	10,000	尾
ハクビシン	0	2,000	尾
ノウサギ	0	2,000	両 耳
ハト、カラス、 カワウ	0	2,000	両 足

※平成22年7月1日以降に捕獲した有害獣が対象となります。
※提出物がない場合は、報償金を支払うことができませんので
ご注意ください。

問い合わせ先…産業建設課産業班 北達